

改正

平成27年7月3日告示第208号

三次市有害鳥獣捕獲実施要領

三次市有害鳥獣捕獲実施要領（平成16年三次市告示第97号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）第2条の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条に規定する有害鳥獣捕獲等（以下「捕獲等」という。）の許可及びその取扱いについて、広島県鳥獣保護事業計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（捕獲等の方針）

第2条 有害鳥獣捕獲は、市内の多様な地域特性の中で、鳥獣による農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害若しくは植生の衰退等の自然生態系の攪乱（以下「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

2 捕獲等の許可は、被害等及び防除対策の状況を的確に把握し、防除対策によっても被害等が防止・軽減できないと認められるときに行うものとする。この場合において、その実施が捕獲対象鳥獣の個体群の拡散をまねく等、様々な影響を及ぼすことを想定した上で慎重に行うものとする。

（許可対象者）

第3条 許可対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 三次市及び三次市に隣接する市町（以下「対象市町」という。）
- (2) 環境大臣の定める次の法人（以下「対象法人」という。）

ア 農業協同組合

イ 農業共済組合

ウ 森林組合

エ 漁業協同組合

- (3) 被害を受けた者又は被害を受けた者から駆除依頼を受けた者（以下「個人等」という。）

2 許可対象者が、狩猟免許を取得していない場合は、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができる場合で、かつ、狩猟免許を取得していない者が住宅等の建物

内及び敷地内における被害を防止する目的で当該建物内において小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りによりアライグマ、ハクビシン、イタチ、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合は、許可をすることができる。

(許可の要件)

第4条 捕獲許可要件は、次のとおりとする。

(1) 対象市町及び対象法人の場合

- ア 捕獲に従事する者は、当該捕獲方法について、狩猟免許を取得していること。
- イ 対象市町における鳥獣による過去の被害状況とその駆除実績に基づいて、鳥獣被害発生予察表及び有害鳥獣駆除実施計画書を作成していること(当初計画にない突発被害については、その対象鳥獣についての追加計画を作成すること)。
- ウ 駆除実施体制(有害鳥獣駆除班等)を整備していること。

(2) 個人等の場合

- ア 捕獲に従事する者は、当該捕獲方法について、狩猟免許を取得していること。
- イ わなの設置、管理及び止め刺し等の処置を、自らの責任において行うことができること。
- ウ わなの設置場所周辺に、道路、農地又は民家などがあり人の出入りがあると予想される場合は、安全確保のため周囲の住民に、わなの設置について周知徹底をし、一日一回以上見回りを行うことができること。
- エ 万一の事故に備え、捕獲等の許可を得ようとする者は、被害者への賠償が可能となるよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第67条第2項各号に掲げる損害保険契約等のうちいずれかに加入をしていること。ただし、被害者が所有又は占用する土地及びその周辺等、排他的に管理できる区域において、被害者自身が銃器以外の猟具(法第2条第2-6項の規定に基づく猟具に限る。)を使用する場合にあっては、この限りでない。

(許可の期間)

第5条 許可の期間は、被害防止の目的を達成するための必要最小限とし、別表に定めるとおりとする。

- 2 狩猟期間及び狩猟期間の前後14日間は、一般の狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあるため、原則として許可しない。ただし、当該期間における捕獲の実施がやむを得ない場合は、この限りでない。

3 対象市町及び対象法人による捕獲で、過去3年被害が発生しており、被害発生の都度捕獲を実施しているにもかかわらず被害が増加傾向にあり、より効果的な捕獲を実施する必要がある、市において年間を通じた捕獲が必要と認めた場合は、対象市町及び対象法人に対し1年以内（許可をした年度内に限る。）の許可をすることができる。

（許可の区域）

第6条 許可の区域は、次のとおりとする。

（1）対象市町及び対象法人の場合

市の区域とする。ただし、被害等の発生状況に応じて、広域的に実施することが望ましい場合には、市町が共同して有害鳥獣捕獲等を行うなど効果的な取組を図るものとする。

（2）個人等の場合

被害地及びその縁辺から100メートル以内の区域を限度とする。ただし、公道、公園、寺社境内、墓地内等不特定多数の出入りが想定される場所での捕獲は許可をしない。

（捕獲方法）

第7条 捕獲方法は、次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない理由がある場合、又は過去の実績等を考慮して適当と認められる場合は、この限りではない。

（1）法第12条第1項第3号の規定に基づき禁止されている猟具及び猟法ではないこと。

（2）法第36条に規定する危険猟法は用いないこと。

（3）空気銃を使用した捕獲等は、負傷した状態で取り逃がす危険があるため、中・小型鳥類に限ること。

（4）法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあつては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこと。

（5）個人等の場合は、銃器以外の方法に限ること。

（6）わなを設置する場合には、自分で管理できる地理的範囲内で、かつ管理できる数とすること。

（許可の数量）

第8条 許可の数量は、被害防止の目的を達成するための必要最小限とし、別表に定めるとおりとする。

（有害鳥獣駆除対策協議会）

第9条 市は、三次市有害鳥獣駆除対策協議会（以下「協議会」という。）を設立する。

2 協議会の委員構成は、次の表のとおりとする。

役職	人員（人）
三次市長	1
広島県三次猟友会長	1
三次市農業委員会長	1
ひろしま農業協同組合常務理事が推薦する者	2
広島県農業共済組合長理事が推薦する者	1
三次地方森林組合代表理事組合長が推薦する者	1
甲奴郡森林組合代表理事組合長が推薦する者	1
江の川漁業協同組合代表理事組合長が推薦する者	1
三次市有害鳥獣駆除班長	8
広島県鳥獣保護管理委員	3
計	20

3 協議会は、鳥獣の被害発生予察、年間駆除実施計画、駆除実施体制等について協議する。

4 協議会の規約は、別に定める。

（有害鳥獣駆除班）

第10条 市は、駆除実施体制として、次の有害鳥獣駆除班（以下「駆除班」という。）を整備する。

- （1） 駆除班の編成は、駆除を実施するために必要な最小限の人数とする。
- （2） 駆除班には、班を代表し、班員を統括できる班長1人、必要に応じて班長を補佐する副班長を選任するものとする。
- （3） 駆除班員（駆除に従事する者）は、次の要件を備えている者とする。

ア 当該駆除実施計画に係る駆除方法について、前年の狩猟者登録を受けている者。ただし、第1種銃猟免許及び網・わな猟免許又は第2種銃猟免許を併せて所持している者は、第1種銃猟免許の前年度狩猟者登録を受けていること。

イ 市内に住所を有し、単位猟友会長の推薦した者。ただし、他市町に住所を有している場合は、駆除班を編成しようとする市町の単位猟友会長の申出により、依頼を受けた単位猟友会長が推薦した者。

ウ 有害鳥獣駆除に十分な経験と熱意を有し、必要に応じていつでも駆除に従事できる者。

(許可申請)

第11条 許可申請をしようとする者は、鳥獣の捕獲等許可申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 対象市町の場合

- ア 鳥獣被害発生予察表(様式第2号)
- イ 有害鳥獣駆除実施計画書(様式第3号(その1)及び様式第3号(その2))
- ウ 駆除従事者名簿(様式第4号)
- エ 位置図

(2) 対象法人の場合

- ア 駆除従事者名簿(様式第4号)
- イ 鳥獣被害状況書(様式第6号)
- ウ 位置図

(3) 個人等の場合

- ア 駆除従事者名簿(様式第4号)(班を編成した場合に限る。)
- イ 有害鳥獣捕獲依頼書(様式第5号)(捕獲の依頼を受けた者が申請する場合に限る。)
- ウ 鳥獣被害状況書(様式第6号)
- エ 狩猟免状の写し(有効期間内のもの)
- オ わなの設置状況を示した図面(位置図)
- カ その他市長が提出を求めた書類(保険加入証書の写し等)

(審査及び許可)

第12条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、当該申請書及び添付書類について不備の有無を確認し、不備がある場合は、申請者に補正させるものとする。また、許可をする際に、捕獲等の適切な運用を図るため、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、適正な申請書の提出を受けた場合は、速やかに収受の手続きを行い、2週間以内にその処分を決定するものとする。
- 3 市長は、許可証(様式第7号)を交付するときは、許可証の交付を受ける者に対し、この告示に定める事項を周知徹底させるものとする。また、申請者へ許可証を交付するときは、駆除実施における注意事項を通知し、申請者へ安全管理について注意を促す。
- 4 市長は、前項の規定により許可証を交付した者の監督の下に、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者であることを証明する従事者証(様式第8号)を交付するものとする。ただし、

個人等の場合はこの限りではない。

(捕獲の実施)

第13条 捕獲の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証又は従事者証を携帯するとともに、駆除班の構成員においては捕獲に従事する者であることを表示するための腕章を着用すること。
- (2) 網・わな猟免許に係る猟具(以下「猟具」という。)を用いて捕獲を行う場合にあっては、猟具ごとに金属製又はプラスチック製の標識(様式第9号)を付けること。
- (3) 猟具の設置に当たっては、第三者に対する事故が発生しないように配慮すること。
- (4) その他事故防止のための安全対策を講じること。

(指示書の交付等)

第14条 市は、鳥獣捕獲従事者台帳(様式第10号)を整備し、捕獲従事者に対し必要の都度、捕獲等事業指示書(様式第11号。以下「指示書」という。)、従事者証及び腕章の交付を行うものとする。

- (1) 指示書に定める捕獲期間は、1年以内とし、期間満了後は速やかに指示書を回収するものとする。
- (2) 狩猟鳥獣(クマ、キジ類、ヤマドリ、カモ類、ホシハジロ、キンクロハジロを除く。)、カワウ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マングース及びノヤギについては、被害発生予察表に基づき被害発生前において、指示書を交付することができる。
- (3) 前号に規定する鳥獣以外の鳥獣については、現に被害が発生している場合において、被害者から被害届が提出された場合に限り、個別に指示書を交付するものとする。
- (4) 鳥獣保護区及び休猟区における捕獲の指示は、その設定目的を逸脱しないよう慎重に取り扱うものとし、現に被害が発生している場合において、被害者から被害届が提出された場合に限り、個別に指示書を交付するものとする。
- (5) 捕獲した個体の処分については、捕獲の目的を逸脱しない範囲内において、適切に指示するものとする。

(通知)

第15条 市長は、許可証の交付をしたときは、管轄警察署長、鳥獣保護管理員及び有害鳥獣駆除班長に許可の内容を通知する。また、必要に応じて管轄農林水産事務所長及び関係市町長に許可の内容を通知するものとする。

(許可証の返納等)

第16条 許可証の交付を受けた者は、許可期間満了後30日以内に、許可証を返納するものとし、返納する許可証の鳥獣捕獲報告欄には必要事項を記入するものとする。

2 市長は、前項の有害鳥獣捕獲報告書を取りまとめて有害鳥獣捕獲実績報告書(様式第12号)を作成し、3箇月ごとに管轄農林水産事務所長に提出するものとする。

(事故又は違反の場合の対応)

第17条 市長は、捕獲に伴う事故又は違反の事実を知ったときは、遅滞なく農林事務所の長へ報告するものとするものとする。

2 個人等による捕獲中に発生した自己又は第三者に対する事故について、市はその責めを負わない。

(許可に係る措置命令)

第18条 市長は、鳥獣の保護等のため必要があると認める場合は法第10条に基づき解放命令を発することができるものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月3日告示第208号)

この告示は、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成27年三次市条例第20号)の施行の日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年3月14日から施行する。

別表（第5条，第8条関係）

1 捕獲許可期間及び数量

区分	対象鳥獣	許可期間（月）	許可数量	
			対象市町及び対象法人	個人等
鳥類	カラス類（ミヤマガラス，ハシボソガラス，ハシブトガラス）	4月～10月，3月	200	20
	スズメ		200	20
	ハト類（キジバト，ドバト）		各100	各10
	ヒヨドリ		150	15
	カモ類（カルガモ，マガモ）		各50	各5
	カワウ	4月～3月	500	50
	アオサギ		100	10
	ダイサギ		50	5
	その他鳥類		必要最小限の期間	各50
	獣類	イノシシ	4月～10月，3月	2,050
ニホンジカ		1,000		10
タヌキ，ノウサギ		各100		各5
キツネ，アナグマ，ノイヌ，ハクビシン		各50		各5
サル		4月～3月	30	5
ヌートリア			100	上限なし
アライグマ			150	上限なし
その他獣類		必要最小限の期間	各50	必要最小限の数量

2 適用

- (1) 許可期間外であっても，特に必要と認められる場合のみ，その都度，必要最小限の期間で許可する。

- (2) 個人等の場合は、被害の実態、捕獲の内容（頭羽数等、区域）に応じて、連続して許可する期間は原則3箇月以内とする。